

成績評価規程

日本総合医療専門学校学則別表教育課程教科目の単位認定にかかわる考査及び試験結果に対する学業成績評価について、以下のとおり定める。

(1) 「単位認定成績評価得点」の定義と採点

- ・各授業の「単位認定成績評価得点」とは、授業担当教員が実施する単位認定試験得点(素点)の他、臨時試験得点、受講中の学習態度等を考査、総合し当該授業科目担当教員が採点、成績評価の基となる総合得点のことであり、授業担当教員がこれを決定する。
- ・なお、単位認定試験得点(素点)以外で、授業科目担当教員が採点、加算する考査内容及び基準については教務会の承認を得なければならない。
- ・教務会は、著しく素点が低い学生がいた場合や明らかに不合格者が多い場合は、当該科目の担当教員に対して学生の就学態度等について説明を求めることができる。

(2) 「単位認定成績評価得点」の提出

- ・本規程 1 において定める「単位認定成績評価得点」は、通年科目については前期試験、後期試験得点の合計に、上記の臨時試験結果及び受講中の学習態度等を考査、総合した得点を加算し当該授業担当教員により決定され、進級および卒業判定会議の原則 1 週間前までに単位認定成績評価得点を学科長に提出しなければならない。
- ・通年以外の科目については、単位認定試験終了後、単位認定成績評価得点を算出し速やかに学科長に提出する。

(3) 「単位認定成績評価得点」に基づく単位修得、学業成績評価の認定

- ・提出された「単位認定成績評価得点」を基に本校学則施行細則第 11 条の定めにより評価得点率を求め、この結果により成績評価(優、良、可、不可)が定まり、年度末の進級および卒業判定会議の議を経て最終的に承認されたものについて、単位修得及び学業成績評価が認定されるものとする。
- ・なお、単位互換認定を受けている教科については、原則、学籍簿の該当教科成績表記欄に「認定」とのみ記録する。(優、良、可の評価は判定されない。)

(4) 学業成績評価の活用と記録、保管

- ・決定した学業成績評価については別に定める「学業成績評価平均値」(GPA 方式により算出)を求め、成績分布を把握、これを成績優秀者表彰や学内就学支援(奨学)制度等の基準など本校教育活動において活用する。
- ・また、各教科の学業成績評価とともに個々の学生の学籍簿に記録し保管する。

『学業成績評価平均値』について

本校「成績評価規程」第4項に記載の『学業成績評価平均値』について以下のとおりとする。

1、目的

本校学業全教科の成績評価平均を求めることについては、この値を単に「学力」分析の為に用いるのではなく、「人間力」も含めた総合的な評価数値として捉え、本校教育目標を追及し本校の教育活動をより充実させるべく活用することを目的とする。

2、『学業成績評価平均値』の算出方法

学業成績評価平均値の算出については、アメリカ合衆国の大学・大学院において一般的に用いられているGPA（Grade Point Average）の方法を採用、本校における4段階の学業成績評価（優、良、可、不可）について以下の【表1】に示すとおり評価ポイントを定め、各学年の修了後及び全課程修了後にそれぞれの学業成績評価の平均を数値により求めるものとする。

計算式については以下の【表2】に示すとおりとし、算出結果については小数点第3位を四捨五入し第2位までを『学業成績評価平均値』として確定、記録する。

【表1】4段階評価へのポイント換算

4段階学業成績評価	優	良	可	不可
単位認定試験評価 得点率（百分率）	100～90	89～70	69～60	59～0
評価ポイント	4	3	2	0

【注意】単位互換認定教科により既修得とみなされる単位認定教科（成績評価欄には「認定」と記載される）については4段階評価の対象とはならず、学業成績評価平均値算出時の履修済み教科目数には含めない。

【表2】計算式

学業成績評価平均値 = {(単位修得認定「優」の教科目数×4) + (単位修得認定「良」の教科目数×3) + (単位修得認定「可」の教科目数×2) + (単位修得認定「不可」の教科目数×0)}
 / 履修済み総教科目数

3、『学業成績評価平均値』の活用

- ①学年毎に求めた平均値及び成績分布分析結果等を面談等で学生本人に伝え、学生指導に活用する。
- ②成績優秀者等、表彰対象者決定基準として活用する。
- ③今後の本校独自支援（奨学）制度や特待生制度の基準として活用する。
- ④教育目標達成度の一つの目安として国家試験結果との相関等を分析、本校教育活動の向上に活用する。

以上